

【更改契約専用】

くらしの安心保険「MUSTⅢ」は、2013年10月以降新規契約のお取扱いを中止しております。



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2013年10月改定

くらしの
安心保険
「マスト」

MUSTⅢ



「MUSTⅢ」 6つの特徴

1 くらしの中のさまざまなリスクを まとめて補償!

ケガの補償はもちろん、家財・身の回り品や賠償責任も補償します。

2 充実の補償内容

天災によるケガやO-157など特定の感染症の補償、借用中の物品に対する賠償責任の補償など、1つ1つの補償も充実したものとなっています。

3 多彩なオプション補償

不測の出費が心配な方、借家にお住まいの方、ゴルフをされる方にオススメのオプションをご用意しています。

4 うれしい無事故キャッシュバック

お払い込みいただいた保険料の20%をお返しする「無事故キャッシュバック」をご用意しています。

5 2つのサービスがさらに役立つ!

「くらしの安心サービス」および「示談交渉サービス」のバックアップにより、万が一のときにも安心です。

6 便利で安心! 「自動継続方式」

継続手続きの手間もかからず、継続忘れのご心配もなくなりますので、ご安心いただけます。

くらしの安心保険「MUSTⅢ」の3つの補償

補償内容



家財・身の回り品の補償

「こわれた」「燃えた」も、これで安心!



火災により
家財が焼失した。



泥棒が入り盗難の
被害にあった。



うっかりカメラを
こわしてしまった。



台風による水害で
家財が使えなくなった。

家財や身の回り品に生じた、さまざまな偶然な事故を補償します。

- ご契約金額を限度に新規購入費用で補償します(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額となります。)。ただし、1事故につき3,000円を自己負担していただきます。

【注意】 サーフボード、コンタクトレンズなど、保険の対象とならない物があります。詳しくは、5ページの「ご契約いただく保険の内容(家財保険金)」をご覧ください。



ケガ(傷害)の補償

24時間365日、これで安心!



交通事故により
亡くなられた。



火災によりヤケドをして
後遺障害が生じた。



階段を踏み外し
骨折をして入院した。



料理中にケガをして
通院した。

日常生活におけるさまざまなケガを補償します。

- 入院は事故発生日からその日を含めて1,000日まで補償します。(事故発生日からその日を含めて180日以内に入院されていることが必要です。)
- 第三者の故意による加害行為や、「ひき逃げ」によるケガの場合は、お支払いする死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金の額が2倍となります。

- 天災(地震、噴火、津波)によるケガやO-157など特定の感染症も補償します。

【注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院



賠償責任の補償

示談交渉
サービス付

「ケガをさせた」「うっかりこわした」も、これで安心!

さらに安心

賠償事故の示談交渉サービス

この保険の対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故に限ります。)により損害賠償請求を受けた際には、日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。



示談



自転車で歩行人にぶつかり
ケガをさせた。



水もれを起こし、
階下の住民に損害を与えた。



人から借りたビデオカメラを
こわしてしまいました。

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。

- レンタル用品をはじめ借用中の物品を誤ってこわした場合も補償します。(借用財物の事故については1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)
- 事故の際に、示談交渉サービスをご利用いただけます。

【注意】 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

さらに補償を充実させたい

オプション

ご希望によりセットすることができます。



キャンセル費用保険金 + 救援者費用保険金

急な入院により旅行をキャンセルした。

山歩き中に遭難し、警察に救助された。

入院などにより、旅行などのサービスをキャンセルされた場合のキャンセル費用を補償します。

- 対象となるサービスは6ページの「ご契約いただく保険の内容(キャンセル費用保険金)」をご覧ください。
 - 1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額を自己負担していただけます。
- 山岳での「道迷い」や「発病」などにより緊急な捜索・救助活動が必要となった場合の救援者費用を補償します。

※キャンセル費用の補償および救援者費用の補償については、必ずセットでご契約いただけます。



借家人賠償責任保険金

日本国内の借家でボヤを出し、貸主に損害を与えた。

日本国内の借用建物・戸室について発生した損害賠償責任を補償します。

※この特約をセットされる場合、「修理費用補償特約(ご契約金額300万円)」が同時にセットされます。



ホールインワン・アルバトロス費用保険金

日本国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成された際の記念品の購入費用などを補償します。

※補償内容や保険金請求時に必要な書類など詳細につきましては最終ページの「ご契約いただく保険の内容(ホールインワン・アルバトロス費用保険金)」をご覧ください。

1つお申し込みください

○公式競技*1以外でキャディを帯同していない場合の保険金のお支払いは、同伴競技者の目撃証明に加え、同伴競技者以外の第三者*2の目撃*3証明があるときまたはホールインワンもしくはアルバトロスの達成を客観的に証明できる映像をご提出いただけるときに限られますのでご注意ください。

○他にホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険契約などを複数ご契約いただいても、お支払いする保険金の合計額は、それらのご契約のうちで最も高いご契約金額が限度となります。

(例) 日本興亜損保(ご契約金額50万円)、A社(同20万円)と2件ご契約の場合、お支払いする保険金は2社合計で50万円が限度となります。

*1 「公式競技」とは、ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。

*2 「同伴競技者以外の第三者」とは、例えば次のような方をいいます。

帯同キャディ、ゴルフ場使用人、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りされる造園業者・工業者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレーヤー など

*3 「目撃」とは、被保険者が打ったボール(ホールインワンの場合は第1打、アルバトロスの場合は基準打数より3つ少ない打数で打った最終打)がホールに入ることをその場で確認することをいいます。

● 補償地域

補償項目					補償地域
●ケガ(傷害)	●家財・身の回り品	●賠償責任	●キャンセル費用	●救援者費用	国内・国外
●ホールインワン・アルバトロス費用	●借家人賠償責任	●修理費用			国内のみ

● 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

補償項目	ファミリーコース	カップルコース	パーソナルコース	配偶者対象外型
●ケガ(傷害) ●キャンセル費用 ●救援者費用	ご家族全員	被保険者ご本人 + 配偶者	被保険者 ご本人	被保険者ご本人 + 被保険者ご本人と生計を共にする①同居のご親族(配偶者を除きます。)②別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)
●家財・身の回り品 ●賠償責任 ●ホールインワン・アルバトロス費用		ご家族全員	ご家族全員	ご家族全員
●借家人賠償責任 ●修理費用	特にご指定のない場合、被保険者ご本人となります。(借用建物・戸室の賃借名義人と異なる場合には、その賃借名義人も被保険者となります。)			

※被保険者ご本人とは、保険の補償を受けられる方で、契約申込書の被保険者ご本人欄に記載される方をいいます。

※配偶者とは、被保険者ご本人の配偶者をいいます。

※ご家族全員とは、①被保険者ご本人、②配偶者、③その他のご親族(被保険者ご本人または配偶者と生計を共にする①同居のご親族②別居の未婚のお子様[婚姻歴のない方])をいいます。なお、賠償責任の補償については②と③のいずれにも該当しない被保険者ご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者を含みます。ただし、被保険者ご本人が未成年の場合であって、被保険者ご本人に関する事故に限ります。

多彩な制度とサービスで安心！

各種制度・サービス

無事故キャッシュバック

20%

ご契約期間を通じて無事故であった場合には、お払い込みいただいた保険料の20%をお返しいたします。

※この「無事故キャッシュバック」はその後の継続契約にも毎年同様に適用されます。

※「無事故キャッシュバック」の返れい金は、ご契約期間の末日の属する月の翌月末までに、保険料振替口座へお振り込みいたします。(事故報告をされながら保険を利用されなかった場合などはキャッシュバックの時期が遅れることがあります。)



くらしの安心サービス

便利

この保険のご契約者およびそのご家族の皆様のための無料電話相談サービスです。(電話番号はご契約後にお届けする保険証券・保険契約継続証、安心ガイド(ご契約のしおり)に記載しています。)



① 健康・医療相談サービス

24時間・365日*体制で健康・医療のご相談に電話でお応えします。

*一部サービスについては、受付時間が異なります。詳細につきましては、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

② 法律相談サービス

日常生活のトラブル解決のため法律・訴訟などのご相談に電話でお応えします。

〈受付時間〉 平日の10:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)
原則予約制となります。

③ 日常緊急サービス

24時間・365日体制で鍵の開錠、水道の故障など、日常生活の緊急事態の際に専門業者などを手配します。

※作業費用、出張費用などの実費はご契約者およびそのご家族の皆様のご負担とさせていただきます。

※上記サービスのうち、「① 健康・医療相談サービス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社に、「② 法律相談サービス」「③ 日常緊急サービス」は株式会社プライムアシスタンスにサービスの運営実施を委託しています。

※記載のサービスは2013年6月現在のものです。サービスの内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

継続らくらく「自動継続方式」

らくらく

被保険者ご本人の年齢が、ご契約期間の末日において満80歳となるまで自動継続となりますので、継続手続きの手間がかからず、継続忘れのご心配もありません。

※継続に関するお問合せやご契約内容の見直しを希望される場合には、取扱代理店または日本興亜損保へお申し出ください。

※次のような場合には、日本興亜損保よりご連絡のうえ、継続を中止させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●死亡保険金をお支払いした場合

●保険金請求事故が多発した場合

※詳しい内容につきましては最終ページ「保険契約の自動継続に関する特約について」をご覧ください。

など

保険料

被保険者の範囲およびご契約金額から、ご契約タイプをお選びください。

ご契約期間(保険期間)1年

		ご契約タイプ		Gモア	Eムア	Cミア	
ファミリーコース (ご契約金額)	家財・身の回り品(自己負担額3,000円)			700万円	500万円	300万円	
	ケガ(傷害)	ご本人 配偶者	死亡・後遺障害*	340万円	280万円	260万円	
			入院保険金日額	4,000円	3,500円	3,000円	
			通院保険金日額	2,300円	2,100円	1,900円	
	その他の ご親族	死亡・後遺障害*	180万円	120万円	100万円		
		入院保険金日額	2,000円	1,800円	1,500円		
通院保険金日額		1,200円	1,100円	900円			
賠償責任(借用財物のみ自己負担額3,000円)				1億円(借用財物は30万円)			
月払保険料				8,500円	7,400円	6,400円	
		ご契約タイプ		GYア	EXア	CWア	
カップルコース (ご契約金額)	家財・身の回り品(自己負担額3,000円)			700万円	500万円	300万円	
	ケガ(傷害)	ご本人 配偶者	死亡・後遺障害*	480万円	410万円	410万円	
			入院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円	
			通院保険金日額	2,700円	2,300円	1,800円	
	賠償責任(借用財物のみ自己負担額3,000円)				1億円(借用財物は30万円)		
	月払保険料				7,500円	6,400円	5,400円
		ご契約タイプ		ETア	CLア	ARア	
パーソナルコース (ご契約金額)	家財・身の回り品(自己負担額3,000円)			500万円	300万円	100万円	
	ケガ(傷害)	ご本人	死亡・後遺障害*	690万円	450万円	230万円	
			入院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円	
			通院保険金日額	2,800円	2,600円	1,900円	
	賠償責任(借用財物のみ自己負担額3,000円)				1億円(借用財物は30万円)		
	月払保険料				5,200円	4,200円	3,100円

*次の①、②のいずれかに該当する場合で、上記のご契約タイプと異なる内容でのご契約を希望されるときは、死亡・後遺障害のご契約金額500万円をお引受けの限度とさせていただきます。また、ケガによる死亡の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、合計で1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。なお、MUSTⅢについては、第三者の故意による加害行為や「ひき逃げ」によるケガの場合にはお支払いする死亡保険金の額が2倍となることから、死亡・後遺障害のご契約金額の2倍の額が合算の対象となります。

①被保険者がご契約期間の初日において満15歳未満の場合

②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となることについて被保険者の同意がない場合

*ファミリーコースまたはカップルコースをご契約の場合、配偶者およびその他のご親族は②として取り扱いますのでご注意ください。

*すべてのご契約タイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、5ページの「ご契約いただく保険の内容(手術保険金)」をご覧ください。

*特定の感染症により亡くなられた場合は、上記「ケガ(傷害)」の死亡保険金はお支払いできません。ただし、300万円を限度として、葬祭費用の実額を補償します。

●各種オプション オプションの補償をセットされる場合は、上記のご契約タイプの保険料に次の保険料を加算します。

		ファミリーコース	カップルコース	パーソナルコース
ご契約金額(保険金額)	キャンセル費用 (自己負担額は、1,000円またはキャンセル費用の 20%相当額のいずれか高い額)	50万円	50万円	50万円
	救援者費用	500万円	500万円	500万円
月払保険料		500円	300円	200円
ご契約金額(保険金額)	借家人賠償責任	1,000万円		
	修理費用(自己負担額3,000円)	300万円		
月払保険料		400円		
ご契約金額(保険金額)	ホールインワン・アルバトロス費用	50万円		
月払保険料		700円		

*上記各オプションの補償をセットされる場合、ご契約タイプ名が変わります。詳しくは、契約申込書の裏面をご覧ください。

●年払保険料は月払保険料(上記オプションの補償をセットされる場合はオプションの保険料を合算した額)を10.9倍したものとなります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合		
<p>家財・身の回り品の補償</p> <p>家財保険金</p>	<p>○損害保険金 偶然な事故により被保険者所有の家財・身の回り品(携行品を含みます。)に損害が生じた場合、その損害が生じた地および時における新規購入費用*1によって算出した額を損害保険金*2としてお支払いします(1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)。ただし、ご契約期間を通じて家財保険金額が限度となります。 *1 同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては時価(損害が生じた地および時における保険の対象の価額)によって損害額を算出します。 *2 時価によって損害額を算出する他の保険契約などがある場合には、損害額から他の保険契約などで支払われた保険金を控除した残額を損害保険金とします。</p> <p>○臨時費用保険金 下記*3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1事故につき100万円が限度となります。</p> <p>○残存物取片づけ費用保険金 下記*3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合で、損害が生じた家財・身の回り品の残存物の取片づけに必要な費用が生じたときにその実費をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。 *3 火災、落雷、破裂・爆発、台風・旋風・暴風などの風災、雹災、雪崩などの雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ、騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴行</p> <p>○失火見舞費用保険金 被保険者の自宅(敷地内の家財を含みます。)から発生した火災または破裂・爆発によって第三者の建物などに損害を与えた場合で、損害保険金をお支払いするときは、1被災世帯あたり20万円をお支払いします。ただし、1事故につき合計で家財保険金額の20%が限度となります。</p> <p>○水道管修理費用保険金 被保険者の自宅の専用水道管が凍結によってこわれ、これを修理された場合、修理費用の実費をお支払いします。ただし、1事故につき10万円が限度となります。</p> <p>[ご注意]</p> <p>○貴金属・宝石・美術品などは、損害額が1個、1組または1対のものについて30万円を超える場合、損害額を30万円とみなします。 ○通貨・乗車券などは、損害額の合計額が5万円を超える場合、それらのものの損害額を5万円とみなします。</p> <p>[次の物は保険の対象となりません。]</p> <p>○サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ○船舶、自動車、自宅外に所在する間の自転車(原動機付自転車を含みます。) ○有価証券(通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。)、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、旅券など ○義歯、義肢、コンタクトレンズなど ○稿本、設計書 ○動物、植物 ○危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のそのスポーツのための用具 ○コンピュータのプログラムまたはデータ ○業務のために使用される物および商品</p>	<p>●故意または重大な過失による損害 ●地震、噴火、津波による損害 ●戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●家財・身の回り品の欠陥、自然の消耗、ねずみ食い、虫食い、掻き傷、塗装のはがれなど ●偶然な外来の事故を直接の原因としない電氣的事故または機械的の事故(ただし、これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害は保険金をお支払いします。) ●置忘れまたは紛失 ●詐欺または横領</p> <p>など</p>		
<p>ケガ(傷害)の補償</p> <p>手術保険金</p>	<p>偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%*1をお支払いします。 *1 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。</p> <p>偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために事故発生日からその日を含めて180日以内に入院された場合には、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の入院に対し、1,000日を限度として、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて1,000日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、(1)のいずれかの手術を受けられた場合、(2)によって算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限りです。</p> <p>(1)対象となる手術 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術は対象となりません。 ②先進医療*2に該当する手術。ただし、治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すものに限りです。</p> <p>(2)お支払いする手術保険金の額</p> <table border="1" data-bbox="199 1646 1109 1691"> <tr> <td>①入院中*3に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)</td> <td>②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</td> </tr> </table> <p>*2 病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院などが厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、ご契約期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html) *3 偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために入院している間をいいます。 ※1事故に基づくケガに対して(2)①および②の手術を受けた場合は(2)①の算式により算出した額とします。</p>	①入院中*3に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)	②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)	<p>●故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ ●レーサー、競輪選手など危険な職業に従事している間のケガ</p> <p>※地震、噴火、津波によるケガは補償されます。 ※6ページ[特定感染症危険特約]についての[対象となる感染症]以外の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は補償の対象ではありません。</p>
①入院中*3に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍)	②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)			
<p>通院保険金</p>	<p>偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために事故発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院*4された場合には、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の通院*4に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>*4 「通院」は医師による治療を受けるものをいい、往診を含みます。ただし、次のような通院は通院保険金のお支払いの対象となりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院</p> <p>[ご注意] 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。</p>			

ご契約いただく保険の内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>※1 これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。 ※2 死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。 ※3 ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、これらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。 (例)骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重大になったとき など</p> <p>ケガ(傷害)の補償</p> <p><第三者の加害行為などによるケガ> 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金をお支払いする場合で、その原因が第三者の故意による加害行為の結果生じたケガ(ただし、警察署に届け出たものに限り)または「ひき逃げ」(自動車、原動機付自転車との衝突などで、加害者が事故発生日からその日を含めて60日を経過しても特定できないもの)によるケガのときは、お支払いする前記各保険金の額が2倍となります。</p> <p><「特定感染症危険補償特約」について> 次の感染症を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、入院保険金は発症された日からその日を含めて180日以内の入院に対し180日を限度として、通院保険金は発症された日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日を限度として、お支払いします。また、その感染症を原因として、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。 [対象となる感染症]…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」 (例)結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、SARS、急性灰白髄炎(ポリオ)、細菌性赤痢など (2013年6月現在)</p>		
<p>賠償責任の補償</p> <p>賠償責任金</p> <p>日常生活の偶然な事故や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。ただし、レンタル用品などの各種借用財物の損壊については、ご契約期間を通じて借用財物保険金額が限度となり、この場合1事故につき3,000円を自己負担していただきます。(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。) [ご注意]次の借用財物の損壊は補償の対象となりません。 ○通貨、預貯金証書、その他の有価証券 ○自動車、ゴルフカート、原動機付自転車、船舶、航空機 ○危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のそのスポーツのための用具 ○動物、植物 など</p> <p><賠償事故の示談交渉について> この保険の対象となる賠償事故の場合、被保険者および被害者の同意が得られれば、日本興亜損保が示談交渉(被害者との折衝、示談、調停、または訴訟のお手続きの協力または援助)をお引き受けし、事故の解決にあたります。ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●故意による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故 ●職務遂行に直接起因する事故 ●自動車*、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故 *原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートにより他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりした場合は賠償責任保険金をお支払いします。(借用したゴルフカート自体の損害に対しては保険金をお支払いできません。) ●同居のご親族に対する損害賠償責任 ●借用財物の自然の消耗、性質によるかび・変色、ねずみ食い、虫食い ●借用財物の置忘れ、紛失 など
<p>借家人賠償責任保険金</p> <p>火災または破裂・爆発、給排水設備事故による漏水・溢水(いっすい)を原因として日本国内の契約申込書記載の被保険者が借用する建物・戸室がこわれたことにより、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき借家人賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。) ※この補償の対象となる事故の場合にも日本興亜損保が示談交渉をお引き受けします。</p>		<p><借家人賠償責任保険金・修理費用保険金共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意による事故 ●地震・噴火・津波、戦争・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故 など <p><借家人賠償責任保険金固有></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築業者などが行う改築・増築に起因する事故 ●貸主(転貸人を含みます。)との特別な約定により加重された損害賠償責任 など <p><修理費用保険金固有></p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約者・被保険者または借用建物・戸室の貸主が所有もしくは運転する車またはその積載物の衝突・接触による事故 ●重大な過失による事故 など
<p>キャンセル費用保険金</p> <p>被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内のご親族が亡くなられたり、ケガ・病気により入院されたことによって、被保険者が次のサービス(亡くなられた日または入院の日からその日を含めて31日以内に提供されるサービス)の提供を受けられなくなった場合に、被保険者または法定相続人が負担されたキャンセル費用(取消料、払戻しを受けられない費用または支出された費用)をお支払いします(1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額を自己負担していただきます。)。また、被保険者に同行される被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなった場合には、配偶者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用もお支払いします。ただし、ご契約期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度となります。 [対象となるサービス] ○旅行契約に基づくサービス ○旅館・ホテルなど宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ○航空機・船舶・鉄道・自動車などによる旅客の輸送サービス ○宴会・パーティのために使用する施設の提供およびそれに付帯するサービス ○運動・教養などの趣味の指導、教授または施設の提供のサービス ○演劇・音楽などの公演・展示・興行などのサービス</p>		<p><キャンセル費用保険金・救済者費用保険金共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失に起因する費用 ●犯罪行為、闘争行為に起因する費用 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転に起因する費用 ●地震・噴火・津波、戦争・暴動または核燃料物質の有害な特性などに起因する費用 ●むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに起因する費用 ●妊娠、出産、早産、流産による入院に起因する費用 <p><キャンセル費用保険金固有></p> <ul style="list-style-type: none"> ●麻薬、覚せい剤などの使用に起因する費用
<p>救済者費用保険金</p> <p>被保険者が(1)に該当した場合に、被保険者または被保険者のご親族が負担された(2)の費用をお支払いします。ただし、ご契約期間を通じて救済者費用保険金額が限度となります。 (1) 保険金のお支払いの対象となる場合 ○被保険者の搭乗される航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ○急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○山岳で偶然な事故以外の事由(発病・道迷いなど)により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○被保険者が自宅外で偶然な事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または継続して14日以上入院された場合 (2) 対象となる費用 ○捜索・救助費用 ○交通費(救済者2名分限度) ○宿泊費(救済者2名分かつ1名につき14日分限度) ○移送費用 ○渡航手続費・現地での通信費など(国外20万円、国内3万円限度)</p>		<p><救済者費用保険金固有></p> <ul style="list-style-type: none"> ●危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間の事故に起因する救済者費用

ご契約いただく保険の内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合				
<p>ホールインワン・アルパトロス費用保険金</p>	<p>日本国内のゴルフ場で、ゴルフ競技*1中に被保険者が(1)のいずれかに該当するホールインワンまたはアルパトロスを達成された場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金額を限度として、慣習として負担された(2)の費用の合計額をお支払いします。</p> <p>(1)対象となるホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>①同伴競技者および同伴競技者以外の第三者*2の両方が目撃*3したホールインワンまたはアルパトロス(公式競技*4の場合はいずれかの方が目撃したものとします。)</p> <p>②映像によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>(2)対象となる費用</p> <p>①贈呈用記念品購入費用 ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④帯同キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に資する費用(ご契約金額の10%が限度となります。)</p> <p>[ご注意]</p> <p>*1「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴し(公式競技*4の場合は、他の競技者の同伴を要しません。)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。 *2、*3、*4は2ページ「オプション」のホールインワン・アルパトロス費用保険金[ご注意ください!]*1、*2、*3をご覧ください。 ○ゴルフの競技・指導を行う職業に就かれている方はこのオプションの補償をセレクトすることができません。 ○ホールインワン・アルパトロス費用保険金を請求される場合には必ず次の①から④までの書類が必要となります。 ①次の方すべてが署名または記名捺印した日本興亜損保所定のホールインワンまたはアルパトロス達成の証明書</p> <table border="1" data-bbox="247 638 1209 828"> <thead> <tr> <th data-bbox="247 638 845 660">公式競技以外の場合</th> <th data-bbox="845 638 1209 660">公式競技の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="247 660 845 828"> a. ホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。 </td> <td data-bbox="845 660 1209 828"> d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>②アテスト済のスコアカード(写) ③費用の支出を証明する領収書(正) ④その他必要に応じてご提出をお願いする書類</p>	公式競技以外の場合	公式競技の場合	a. ホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。	d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。	<p>●ゴルフ場の経営者または従業員が、自らが経営または勤務するゴルフ場において達成したホールインワンまたはアルパトロスによる費用</p> <p>●海外で達成したホールインワンまたはアルパトロスによる費用</p> <p>●9ホール未満のゴルフ場でホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合</p> <p>●基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドしない場合</p> <p>●ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に証明する左記の書類のご提出がない場合</p> <p>●次の贈呈用記念品購入費用 (1)貨幣・紙幣 (2)有価証券 (3)商品券などの物品切手 (4)プリペイドカード(ただし、ホールインワンまたはアルパトロスを記念して特に作成されたプリペイドカードの費用はお支払いします。)</p> <p>など</p>
公式競技以外の場合	公式競技の場合					
a. ホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。	d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。					

すべてのご契約にセットされる特約

臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金の支払対象事故に関する特約、天災危険補償特約(ケガのみ)、特定感染症危険補償特約、入院保険金・手術保険金支払日数延長および通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)、賠償事故の解決に関する特約、無事故戻しに関する特約、保険契約の自動継続に関する特約

ご契約内容によりセットされる特約

救済者費用条項の支払責任に関する特約、被害事故請求費用補償対象外特約、費用補償対象外特約、借家人賠償責任補償特約、修理費用補償特約、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約、記名被保険者のみ補償特約、夫婦特約、保険料分割払特約(一般)、初回保険料の口座振替に関する特約

※ご希望のご契約内容にセットされる特約につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

事故が発生した場合のお手続き

●ただちにご連絡ください。
万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
また、ご連絡の際には、事故の状況と併せて、同種の補償を行う他の保険契約などの有無および内容についてもご連絡ください。

●取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券・保険契約継続証に記載しています。)

●事故受付センター 0120-250-119(受付時間:24時間×365日)

●この保険の対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

●必ず事前にご相談ください。
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保とご相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●保険金請求手続きについて
事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。

●保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。

保険契約の自動継続に関する特約について

●日本興亜損保とご契約者との間で、あらかじめ保険契約の継続について合意がある場合に、保険契約の終了時と同一の内容で毎年自動継続するものです。なお、継続された場合には、毎年保険契約継続証を交付します。

- 1.** 被保険者ご本人の年齢が、ご契約期間の末日において満80歳となるまで自動継続となります。
- 2.** お客様より継続の中止を希望される場合には、満期日の属する月の前月10日までに取扱代理店または日本興亜損保にお申し出ください。
- 3.** 次のような場合には、日本興亜損保よりご連絡のうえ継続を中止させていただきますことがあります。
- ①死亡保険金をお支払いした場合
 - ②保険金請求事故が多発した場合
- など

●「保険契約の自動継続に関する特約」をセットしてご契約いただく場合、ご契約期間の初日以降に料率改定などを行ったときは、自動継続時に保険料を変更いたします。なお、これらの改定を実施する場合には、事前に書面にてご案内いたします。

代理店の役割について

取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

ご契約にあたっての注意事項

- ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 保険料をお払込みの際は、初回保険料を口座振替される場合を除いて、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますので、お確かめください。
- 2回目以降の保険料は銀行口座などからの引落としとなります。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。

◆「MUSTⅢ」はくらしの安心保険のペットネームです。
◆このパンフレットはくらしの安心保険「MUSTⅢ」の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
◆ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関する事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
◆ご契約手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで